

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】3
- 指定管理者の指定（2件）【産業経済局観光部門司港レトロ課】7

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部施設課】9
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】13
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】15

### ◇ 訓 令

- 北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】16

### ◇ 区 公 告

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【門司区役所市民課】17
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【門司区役所市民課】18
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉北区役所市民課】21
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉北区役所市民課】22
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉南区役所市民課】26

○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉南区役所市民課】	27
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【若松区役所市民課】	32
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【若松区役所市民課】	33
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡東区役所市民課】	36
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡東区役所市民課】	37
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡西区役所市民課】	39
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡西区役所市民課】	40
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【戸畑区役所市民課】	46
○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【戸畑区役所市民課】	47

#### ◇ 人事委員会

○ 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】	49
--	----

#### ◇ 雑 報

○ 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立医療センター事務局経営企画課】	56
---	----

#### ◇ 訂 正

○ 第5246号の訂正【上下水道局総務経営部総務課】	59
○ 第5256号の訂正【総務局総務部法制課】	60

北九州市告示第458号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月20日

北九州市長 北橋 健治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和4年12月29日から令和5年1月3日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	4台	令和4年1月21日	北九州市門司区西海岸一丁目3番
	1台	令和4年1月28日	西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	15台	令和4年1月8日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	1台	令和4年1月16日	
	19台	令和4年1月19日	
	2台	令和4年1月25日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	令和4年1月16日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和4年1月15日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番
小倉北区自転車放置禁止区域外	1台	令和4年1月1日	下城野自転車保管所
	1台	令和4年1月2日	
	1台	令和4年1月4日	
	1台	令和4年1月7日	
	3台	令和4年1月11日	
	1台	令和4年1月14日	
	1台	令和4年1月15日	
	2台	令和4年1月28日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	4台	令和4年1月7日	
	3台	令和4年1月11日	
	3台	令和4年1月	

		1月14日	
	1台	令和4年1月15日	
	1台	令和4年1月21日	
	1台	令和4年1月24日	
	6台	令和4年1月28日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和4年1月22日	北九州市若松区響南町8番
若松渡船場前周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和4年1月22日	小石自転車保管所
若松区自転車放置禁止区域外	1台	令和4年1月17日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	令和4年1月10日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	2台	令和4年1月15日	
	1台	令和4年1月29日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	令和4年1月21日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	11台	令和4年1月15日	北九州市八幡西区長崎町2番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	令和4年1月10日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	1台	令和4年1月2日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	5台	令和4年1月4日	
	5台	令和4年1月11日	

	1 台	令和 4 年 1 1 月 2 8 日	
J R 九州工大前駅周辺地 区自転車放置禁止区域	8 台	令和 4 年 1 1 月 1 8 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番
J R 戸畑駅周辺地区自転 車放置禁止区域	1 3 台	令和 4 年 1 1 月 9 日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区 域外	3 台	令和 4 年 1 1 月 1 1 日	
	3 台	令和 4 年 1 1 月 1 8 日	
	1 台	令和 4 年 1 1 月 2 5 日	

北九州市告示第459号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第8条、福岡県関門海峡ミュージアムの管理に関する条例施行規則（平成15年北九州市規則第51号）第7条及び北九州市港湾施設管理条例施行規則（昭和52年北九州市規則第31号）第38条の5の規定により、北九州市関門海峡ミュージアム、北九州市旧大阪商船、北九州市旧門司三井倶楽部、北九州市大連友好記念館、北九州市門司港レトロ観光物産館、北九州市門司港レトロ駐車場、北九州市門司港レトロ展望室、福岡県関門海峡ミュージアム、北九州市旧門司税関及び旧大連航路上屋の指定管理者を次のとおり告示する。

令和4年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名 称	住 所	
門司港共創プロジェクトチーム共同事業体	北九州市小倉北区大手町11番3号	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

北九州市告示第460号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第8条の規定により、北九州市旧九州鉄道本社の指定管理者を次のとおり告示する。

令和4年12月20日

北九州市長 北橋健治

指定管理者に指定したもの		指定する期間
名称	住所	
九州鉄道記念館運営共同企業体	北九州市門司区清滝二丁目3番8号	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

## 北九州市公告第 8 4 3 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 特定役務の名称及び数量

北九州市新門司工場他 1 工場電力供給 一式

#### (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期限 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

#### (4) 履行場所 北九州市門司区新門司三丁目 7 9 番地

北九州市新門司工場

北九州市八幡西区夕原町 2 番 1 号

北九州市皇后崎工場

#### (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条の 2 の規定により、小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年1月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

#### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

イ 日時 この公告の日から令和5年2月3日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所においてこの公告の日から無償で交付する。

なお、電子メールでの交付を希望する場合は、北九州市環境局循環社会推進部施設課に連絡すること。

#### (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

#### (4) 質問は、令和5年1月27日午後4時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それら以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

#### (5) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年1月12日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市環境局循環社会推進部施設課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年1月12日午後5時までに必着のこと。

#### (6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年2月3日午後5時までに必着のこと。

#### (7) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和5年2月6日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部施設課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2184

FAX 093-582-2196

電子メール kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

## 6 Summary

- ( 1 ) The contract item up for tender :  
Power supply to Shinmoji Incineration Facility of Kitakyushu City and  
other 1 Incineration Facility
- ( 2 ) Deadline of Tender (by hand)  
10:00a.m., Feb 6, 2023
- ( 3 ) Deadline of Tender (by mail)  
5:00p.m., Feb 3, 2023
- ( 4 ) For further information, Please contact :  
Facilities Management Division, Resource Circulation Department,  
Environment Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第844号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和4年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス上葛原店  
北九州市小倉南区上葛原一丁目14番111ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山英昭  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山英昭  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年8月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,353.47平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
53台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
10台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
27平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時半から午後10時半まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

令和4年12月9日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

10 縦覧期間

この公告の日から令和5年4月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年4月20日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 8 4 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区馬場山緑 7 9 0 番 1 から 7 9 0 番 3 まで	北九州市八幡東区大蔵一丁目 1 1 番 1 9 号 堀井祐二

北九州市訓令第6号

庁中一般

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月20日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市職員出勤簿処理規程（昭和38年北九州市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第27号を第28号とし、第24号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

（24） 高齢者部分休業を承認された場合

ア 1日を単位とするとき

高齢全

イ 午前するとき

高齢前

（分）

ウ 午後するとき

高齢後

（分）

第5条第3項中「又は第27号」を「、第24号イ若しくはウ又は第28号」に改める。

第8条第1項及び第9条第2項第10号中「第27号」を「第28号」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

北九門公告第 29 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 20 日

門司区長 岩田 光正

当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称	請求事由の概要	閲覧の年月 日	閲覧に係る住民の 範囲
防衛省	自衛官等募集に関する 広報宣伝	令和 3 年 5 月 18 日	区内全域
北九州市	令和 3 年国民健康・ 栄養調査	令和 3 年 8 月 27 日	寺内一丁目

北九門公告第30号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和3年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和4年12月20日

門司区長 岩田光正

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社インテ ーゼリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	旅行・観光消費動 向調査（国土交通 省からの委託）	令和3年5 月27日	元清滝、柳原町及び 柳町一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	第9回日常生活に 関するアンケート 調査（株式会社野 村総合研究所から の委託）	令和3年6 月17日	老松町及び庄司町
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治	自殺対策に関する 意識調査（厚生労 働省からの委託）	令和3年6 月23日	老松町、大字門司、 谷町二丁目、長谷一 丁目及び長谷二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 地方独立行政法 人東京都健康長 寿医療センター 理事長 鳥羽 研二	第10回長寿社会 における中高年者 の暮らし方の調査	令和3年8 月4日	南本町及び矢筈町
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治	第8回勤労生活に 関する調査（独立 行政法人労働政策 研究・研修機構か	令和3年8 月11日及 び同年9月 2日	新原町

	らの委託)		
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	全国メディア意識世論調査(メディア利用についておたずねする調査)	令和3年8月19日	谷町一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 渡邊昌一	生活意識に関するアンケート調査(第88回)	令和3年9月2日	吉志新町三丁目、清見佐夜町、黒川東一丁目及び黒川東二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	メディアの利用と意識に関する調査(学校法人中央大学からの委託)	令和3年1月4日	片上町及び北川町
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査(株式会社野村総合研究所からの委託)	令和3年1月25日	清見一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	復帰50年の沖縄に関する意識調査	令和3年1月25日	大里本町三丁目

一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	暮らしと法律についての調査（学校法人同志社大学からの委託）	令和3年1月25日	春日町及び高砂町
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	社会意識に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和3年1月2日	藤松一丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久 （共同申出者） 内閣府経済社会総合研究所 所長 井野靖久	消費動向調査	令和4年2月9日及び同月10日	大里東二丁目から大里東五丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	2022年度生活保障に関する調査（公益財団法人生命保険文化センターからの委託）	令和4年2月18日	庄司町及び錦町

北九北公告第1号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、令和3年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和4年12月20日

小倉北区長 田中規雄

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和3年5月18日及び同月19日	区内全域

北九北公告第2号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和3年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和4年12月20日

小倉北区長 田中規雄

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2021年度全国 個人視聴率調査	令和3年5 月10日	金田一丁目
株式会社インテ ーヂリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	旅行・観光消費動 向調査（国土交通 省からの委託）	令和3年5 月27日	篠崎一丁目及び篠崎 二丁目
一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久 (共同申出者) 内閣府経済社会 総合研究所 所 長 井野靖久	消費動向調査	令和3年5 月28日及 び同年6月 28日	篠崎二丁目及び篠崎 三丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 (共同申出者)	生活意識に関する アンケート調査（ 第87回）	令和3年6 月3日	片野四丁目

認可法人日本銀行 情報サービス 局 局長 渡邊 昌一			
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	テレビ放送に關す るアンケート（日 本放送協会からの 委託）	令和3年6 月29日	上富野四丁目、上富 野五丁目及び香春口 一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	第14回メディア に關する全国世論 調査（公益財団法 人新聞通信調査会 からの委託）	令和3年7 月8日	赤坂二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	移植医療に關する 世論調査（内閣府 からの委託）	令和3年8 月4日	板櫃町及び白萩町
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	離婚と子育てに關 する世論調査（内 閣府からの委託）	令和3年9 月30日	田町及び原町二丁目
一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久	令和3年度青少年 のインターネット 利用環境実態調査 （内閣府からの委 託）	令和3年1 0月5日	下富野二丁目から下 富野五丁目まで
株式会社サーベ イリサーチセン ター 代表取締 役 藤澤士朗	孤独・孤立の実態 把握のための全国 調査（内閣官房か らの委託）	令和3年1 0月8日	片野新町一丁目から 片野新町三丁目まで 、三郎丸一丁目から 三郎丸三丁目まで及 び三萩野二丁目
一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久	ゲーム障害（依存 ）に關する全国標 準サンプリング調 査（国立大学法人 お茶の水女子大学	令和3年1 0月19日 及び同年1 1月2日	白銀一丁目及び白銀 二丁目

	からの委託)		
株式会社インテ ーリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	令和4年度家庭部 門のCO2排出実 態統計調査(環境 省からの委託)	令和3年1 月10日	上到津四丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	健康と暮らしにつ いての調査(学校 法人大阪商業大学 からの委託)	令和3年1 月18日	片野新町一丁目
株式会社サーベ イリサーチセン ター 代表取締 役 藤澤士朗	暮らしと仕事に関 する全国オンライ ン調査2022春 (国立大学法人東 京大学からの委託 )	令和4年1 月21日	大田町、堺町二丁目 、下富野一丁目、下 富野三丁目及び砂津 一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	宝くじに関する世 論調査(一般財団 法人日本宝くじ協 会からの委託)	令和4年2 月2日	三萩野一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2022年全国放 送サービス接触動 向調査	令和4年3 月4日	須賀町
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀 行情報サービス	生活意識に関する アンケート調査( 第90回)	令和4年3 月9日	今町二丁目、今町三 丁目及び鑄物師町

局 局長 渡邊 昌一			
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2022年度全国 個人視聴率調査	令和4年3 月9日	小文字一丁目

北九南公告第 2 1 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

小倉南区長 尊 田 利 文

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和 3 年 5 月 1 8 日、同月 1 9 日及び同月 2 0 日	区内全域
北九州市	令和 3 年国民健康・栄養調査	令和 3 年 8 月 2 7 日	上貫二丁目

北九南公告第 2 2 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条の 2 第 1 2 項の規定に基づき、令和 3 年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

小倉南区長 尊 田 利 文

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社インテ ーヂリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	旅行・観光消費動 向調査（国土交通 省からの委託）	令和 3 年 5 月 2 7 日	中曽根東二丁目から 中曽根東六丁目まで
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	農山漁村に関する 世論調査（内閣府 からの委託）	令和 3 年 6 月 2 日	下石田一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関す る調査（株式会社 野村総合研究所か らの委託）	令和 3 年 6 月 2 日	沼新町三丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治	子ども・青少年の スポーツライフに 関する調査（公益 財団法人笹川スポ ーツ財団からの委 託）	令和 3 年 6 月 3 日	上吉田四丁目から上 吉田六丁目まで、沼 新町二丁目及び沼新 町三丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	道路に関する世論 調査（内閣府から の委託）	令和 3 年 6 月 1 0 日	舞ヶ丘四丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	第 9 回日常生活に 関するアンケート 調査（株式会社野 村総合研究所から の委託）	令和 3 年 6 月 1 7 日	中吉田一丁目、吉田 にれの木坂一丁目及 び吉田にれの木坂二 丁目
株式会社日本リ	自殺対策に関する	令和 3 年 6	沼新町一丁目、沼新

サーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	意識調査（厚生労働省からの委託）	月 2 3 日	町二丁目、吉田にれの木坂一丁目及び吉田にれの木坂二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ放送に関するアンケート（日本放送協会からの委託）	令和 3 年 6 月 2 9 日	沼緑町三丁目及び沼緑町四丁目
一般社団法人輿論科学協会 理事長 井田潤治	通信利用動向調査（総務省からの委託）	令和 3 年 7 月 1 3 日	上吉田三丁目、曾根北町、沼新町一丁目、沼新町二丁目及び若園三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2021年9月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査	令和 3 年 8 月 4 日	葛原三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 理事長 鳥羽 研二	第10回長寿社会における中高年者の暮らし方の調査	令和 3 年 8 月 4 日	徳力新町二丁目及び守恒本町三丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	第8回勤労生活に関する調査（独立行政法人労働政策研究・研修機構からの委託）	令和 3 年 8 月 1 1 日	志井一丁目及び志井六丁目
株式会社日本リ	メディア利用の生	令和 3 年 8	湯川四丁目

サーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	活時間調査2021	月11日	
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	全国メディア意識世論調査(メディア利用についておたずねする調査)	令和3年8月19日	重住二丁目、富士見一丁目及び富士見三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	外交に関する世論調査(内閣府からの委託)	令和3年8月25日	若園三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	健康・医療に関する国際比較調査	令和3年8月25日	葛原本町二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス	生活意識に関するアンケート調査(第88回)	令和3年9月2日	志井四丁目から志井六丁目まで

局 局長 渡邊 昌一			
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	新型コロナウイルス 感染症に関する 世論調査	令和3年9 月30日	沼本町四丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	離婚と子育てに関 する世論調査(内 閣府からの委託)	令和3年9 月30日	守恒四丁目
一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久	消費者意識基本調 査(消費者庁から の委託)	令和3年1 0月15日	志井鷹羽台
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	くらしの好みと満 足度についてのア ンケート(国立大 学法人大阪大学か らの委託)	令和3年1 1月4日	企救丘二丁目から企 救丘五丁目まで
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	家族の法制に関す る世論調査(内閣 府からの委託)	令和3年1 1月9日	志徳一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	健康と暮らしにつ いての調査(学校 法人大阪商業大学 からの委託)	令和3年1 1月18日	徳力三丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	社会意識に関する 世論調査(内閣府 からの委託)	令和3年1 1月18日	志井四丁目
一般社団法人中 央調査社 会長	令和3年度国語に 関する世論調査(	令和3年1 2月14日	山手二丁目及び山手 三丁目

境 克彦	文化庁からの委託 )		
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	宝くじに関する世 論調査（一般財団 法人日本宝くじ協 会からの委託）	令和4年2 月2日	湯川新町二丁目

北九若公告第 29 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度中における若松区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 20 日

若松区長 榎 尾 美 栄 子

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和 3 年 5 月 25 日	区内全域

北九若公告第 28 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、令和 3 年度中における若松区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 20 日

若松区長 榎 尾 美 栄 子

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	令和 3 年 6 月 2 日	畠田二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	子ども・青少年のスポーツライフに関する調査（公益財団法人笹川スポーツ財団からの委託）	令和 3 年 6 月 3 日	小敷ひびきの一丁目から小敷ひびきの三丁目まで、ひびきの南一丁目及びひびきの南二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	第 9 回日常生活に関するアンケート調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	令和 3 年 6 月 17 日	青葉台西一丁目及び青葉台西二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ放送に関するアンケート（日本放送協会からの委託）	令和 3 年 6 月 29 日	西園町、西天神町及び西畑町
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長	2021 年 9 月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査	令和 3 年 8 月 4 日	高須南一丁目

吉田理恵			
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	新型コロナウイルス感染症に関する世論調査	令和3年9月30日	大池町及び畑谷町
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	離婚と子育てに関する世論調査(内閣府からの委託)	令和3年9月30日	赤崎町
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久	消費者意識基本調査(消費者庁からの委託)	令和3年10月15日	花野路一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	メディアの利用と意識に関する調査(学校法人中央大学からの委託)	令和3年11月4日	今光二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 理事長 五十嵐隆	新型コロナウイルス感染症流行期前後における親子の食事と健康に関する実態調査	令和3年11月11日	赤崎町、赤島町、今光一丁目から今光三丁目まで、栄盛川町、老松一丁目、老松二丁目、大字蟹住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字畠田、鴨生田一丁目から鴨生田四丁目まで、高須東一丁目、高須東二丁目、波打町、西小石町、西園町、西天神町、西畑町、白山一丁目から白

			山三丁目まで、畠田一丁目から畠田三丁目まで、畑谷町、浜町一丁目、用勺町及び和田町
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 渡邊昌一	生活意識に関するアンケート調査(第89回)	令和3年1月27日	青葉台西四丁目及び青葉台西五丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和3年度国語に関する世論調査(文化庁からの委託)	令和3年1月14日	青葉台南一丁目及び青葉台南三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	宝くじに関する世論調査(一般財団法人日本宝くじ協会からの委託)	令和4年2月2日	浜町二丁目

北九東公告第43号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、令和3年度中における八幡東区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和4年12月20日

八幡東区長 島屋良一

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和3年5月25日	区内全域

北九東公告第44号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和3年度中における八幡東区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和4年12月20日

八幡東区長 島屋良一

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	道路に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和3年6月10日	大蔵二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ放送に関するアンケート（日本放送協会からの委託）	令和3年6月29日	大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、太平町、大宮町及び大字大蔵
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	孤独・孤立の実態把握のための全国調査（内閣官房からの委託）	令和3年10月8日	荒手一丁目、枝光一丁目から枝光五丁目まで及び大宮町
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	令和3年度食育に関する意識調査（農林水産省からの委託）	令和3年10月19日	川淵町
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	家族の法制に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和3年11月9日	神山町及び天神町
株式会社インテジリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	令和4年度家庭部門のCO2排出実態統計調査（環境省からの委託）	令和3年11月10日	山王二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	令和3年11月25日	西台良町

株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 渡邊昌一	生活意識に関するアンケート調査 (第89回)	令和3年1月27日	槻田二丁目及び天神町
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和3年度国語に関する世論調査 (文化庁からの委託)	令和3年1月14日	祝町一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	宝くじに関する世論調査 (一般財団法人日本宝くじ協会からの委託)	令和4年2月2日	日の出一丁目
株式会社エーフォース 代表取締役 福水隆介	令和3年度土地問題に関する国民の意識調査 (国土交通省からの委託)	令和4年2月4日	荒生田三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	2022年度生活保障に関する調査 (公益財団法人生命保険文化センターからの委託)	令和4年2月18日	前田一丁目から前田三丁目まで

北九西公告第14号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、令和3年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和4年12月20日

八幡西区長 神野 洋一

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和3年5月24日	区内全域

北九西公告第15号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和3年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和4年12月20日

八幡西区長 神野 洋一

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2021年度全国個人視聴率調査	令和3年5月10日	美吉野町
株式会社インテジリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	旅行・観光消費動向調査（国土交通省からの委託）	令和3年5月27日	日吉台一丁目及び日吉台二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	農山漁村に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和3年6月2日	上の原四丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	令和3年6月2日	吉祥寺町及び白岩町
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀	生活意識に関するアンケート調査（第87回）	令和3年6月3日	鉄王二丁目

行情報サービス 局 局長 渡邊 昌一			
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	第9回日常生活に 関するアンケート 調査（株式会社野 村総合研究所から の委託）	令和3年6 月17日	楠木一丁目、楠木二 丁目及び丸尾町
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	テレビ放送に関す るアンケート（日 本放送協会からの 委託）	令和3年6 月29日	日吉台二丁目及び日 吉台三丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	第14回メディア に関する全国世論 調査（公益財団法 人新聞通信調査会 からの委託）	令和3年7 月8日	河桃町及び元城町
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	移植医療に関する 世論調査（内閣府 からの委託）	令和3年8 月4日	本城学研台二丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 （共同申出者） 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	メディア利用の生 活時間調査202 1	令和3年8 月11日	田町二丁目及び八千 代町
一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久	第14回飲酒・喫 煙・くすりの使用 についての全国調 査（国立研究開発 法人国立精神・神	令和3年8 月17日	南八千代町及び八千 代町

	経医療研究センターからの委託)		
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	全国メディア意識世論調査(メディア利用についておたずねする調査)	令和3年8月19日	浅川学園台二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	国民生活に関する世論調査(内閣府からの委託)	令和3年8月19日	友田三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	外交に関する世論調査(内閣府からの委託)	令和3年8月25日	陣原三丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	令和3年度青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府からの委託)	令和3年10月5日	穴生一丁目から穴生四丁目まで及び紅梅二丁目から紅梅四丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	第5回くらしと生活設計に関する調査(一般財団法人ゆうちょ財団からの委託)	令和3年10月12日	茶屋の原四丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	消費者意識基本調査(消費者庁からの委託)	令和3年10月15日	本城学研台二丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	ゲーム障害(依存)に関する全国標準サンプリング調査(国立大学法人	令和3年10月19日及び同年11月2日	大字野面

	お茶の水女子大学からの委託)		
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	家族の法制に関する世論調査 (内閣府からの委託)	令和3年1月9日	折尾五丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査 (内閣府からの委託)	令和3年1月11日	熊西二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	健康と暮らしについての調査 (学校法人大阪商業大学からの委託)	令和3年1月18日	真名子一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	社会意識に関する世論調査 (内閣府からの委託)	令和3年1月18日	幸神二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査 (株式会社野村総合研究所からの委託)	令和3年1月25日	穴生一丁目及び穴生二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	復帰50年の沖縄に関する意識調査	令和3年1月25日	鉄竜一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治	「子供・若者総合調査」の実施に向けた調査研究 (内閣府からの委託)	令和4年1月12日	浅川台一丁目及び浅川台二丁目
一般社団法人中	宝くじに関する世	令和4年2	市瀬一丁目

中央調査社 会長 境 克彦	論調査（一般財団法人日本宝くじ協会からの委託）	月 2 日	
一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久 （共同申出者） 内閣府経済社会 総合研究所 所 長 井野靖久	消費動向調査	令和 4 年 2 月 9 日	陣山一丁目及び鉄竜 一丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	2022年度生活 保障に関する調査 （公益財団法人生 命保険文化センタ ーからの委託）	令和 4 年 2 月 1 8 日	鷹の巣一丁目及び鷹 の巣二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2022年全国放 送サービス接触動 向調査	令和 4 年 3 月 4 日	春日台四丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 （共同申出者） 認可法人日本銀 行情報サービス 局 局長 渡邊 昌一	生活意識に関する アンケート調査（ 第 9 0 回）	令和 4 年 3 月 9 日	星和町及び鷹の巣一 丁目
株式会社日本リ	2022年度全国	令和 4 年 3	下上津役二丁目

<p>サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>	<p>個人視聴率調査</p>	<p>月 9 日</p>	
---	----------------	--------------	--

北九戸公告第51号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、令和3年度中における戸畑区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和4年12月20日

戸畑区長 武田 信一

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和3年5月18日及び同月19日	区内全域

北九戸公告第52号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和3年度中における戸畑区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和4年12月20日

戸畑区長 武田 信一

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	メディア利用の生活時間調査2021	令和3年8月11日	沢見一丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久	第14回飲酒・喫煙・くすりの使用についての全国調査（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターからの委託）	令和3年8月17日	菅原二丁目から菅原四丁目まで
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	国民生活に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和3年8月19日	東大谷三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	第5回くらしと生活設計に関する調査（一般財団法人ゆうちょ財団からの委託）	令和3年10月12日	東大谷一丁目
一般社団法人新情報センター	令和3年度食育に関する意識調査（	令和3年10月19日	明治町

事務局長 山本 恭久	農林水産省からの 委託)		
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治	高齢者の日常生活 ・地域社会への参 加に関する調査 (内 閣府からの委託)	令和3年1 月11日	一枝三丁目及び一枝 四丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	パーソナルネット ワーク調査 (学校 法人立教大学から の委託)	令和3年1 月14日	金比羅町

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第6号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「校長」の次に「、副校長」を、「教頭」の次に「、主幹教諭、指導教諭」を加える。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第13のイの表の昇格後の号給の2級の欄中

5 8		5 7	
5 8		5 8	
5 9		5 8	
5 9		5 8	
6 0		5 9	
6 0	を	5 9	に
6 1		5 9	
6 1		6 0	
6 2		6 0	
6 2		6 0	
6 3		6 1	

改める。

別表第13のウの表の昇格後の号給の3級の欄中

3 級		特 2 級	3 級
1		1	1
1		1	1
1		1	1
1		1	1
1		1	1



1
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

を

16	1
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33

に

3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8
4 9
4 9
5 0
5 0
5 1
5 1
5 2
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 7
5 8
5 8
5 9
5 9
6 0

5 0	3 4
5 1	3 5
5 2	3 6
5 3	3 7
5 4	3 8
5 5	3 9
5 6	4 0
5 7	4 1
5 8	4 2
5 9	4 3
6 0	4 4
6 1	4 5
6 2	4 6
6 3	4 7
6 4	4 8
6 5	4 9
6 6	4 9
6 7	5 0
6 8	5 0
6 9	5 1
7 0	5 1
7 1	5 2
7 2	5 2
7 3	5 3
7 4	5 4
7 5	5 5
7 6	5 6
7 7	5 7
7 7	5 7
7 8	5 8
7 8	5 8
7 9	5 9
7 9	5 9
8 0	6 0

6 0	8 0	6 0
6 1	8 1	6 1
6 1	8 1	6 1
6 1	8 2	6 1
6 2	8 2	6 2
6 2	8 3	6 2
6 2	8 3	6 2
6 3	8 4	6 3
6 3	8 4	6 3
6 3	8 4	6 3
6 3	8 4	6 3
6 3	8 4	6 3
6 3	8 4	6 3
6 3	8 4	6 3
6 4	8 4	6 4
6 4	8 5	6 4
6 4	8 5	6 4
6 4	8 5	6 4
6 4	8 5	6 4
6 4	8 5	6 4
6 4	8 5	6 4
6 4	8 6	6 4
6 4	8 6	6 4
6 5	8 6	6 5
6 5	8 6	6 5
6 5	8 6	6 5
6 5	8 7	6 5
6 6	8 7	6 6

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 特2級である職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数から第24条の規定により受けた号給数を減じた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第3条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年北九州市人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「校長」の次に「、副校長」を、「教頭」の次に「、主幹教諭、指導教諭」を加える。

別表第1の2級の欄中

2級	2級	特2級
円	円	円
2,400	2,400	3,500
2,500	2,500	3,700
2,600	2,600	3,800
2,800	2,800	4,000
2,900	2,900	4,300
3,000	3,000	4,500
3,200	3,200	4,700
3,300	3,300	4,900
3,500	3,500	5,100
3,800	3,800	5,300
4,100	4,100	5,400
4,300	4,300	5,600
4,500	4,500	5,700
4,800	4,800	5,800
4,900	4,900	6,000
5,100	5,100	6,300
5,300	5,300	6,400
5,400	5,400	6,500
5,500	5,500	6,700
5,600	5,600	6,800
5,800	5,800	6,900
5,900	5,900	6,900
6,200	6,200	7,000
6,300	6,300	7,200
6,400	6,400	7,200
6,500	6,500	7,200

を

に

6, 600	6, 600	7, 300
6, 700	6, 700	7, 400
6, 800	6, 800	7, 400
6, 900	6, 900	7, 500
6, 900	6, 900	
6, 900	6, 900	
7, 000	7, 000	
7, 100	7, 100	
3, 800	3, 800	4, 600

改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条中初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第13のイの表の昇格後の号給の2級の欄の改正規定は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第13のイの表の規定は、令和4年4月1日から適用する。

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第14号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和4年12月20日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

### 1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市立医療センター統合ネットワーク・インフラ整備業務
- (2) 業務内容 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和12年12月31日まで
- (4) 履行場所 地方独立行政法人北九州市立病院機構が指定する場所

### 2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。
- (3) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (6) 総合医療情報システム（電子カルテシステム他これと連携する部門医療システム）のネットワーク整備に係る実績が、北九州市立医療センターと同規模以上の病院（病床数が500床以上の病院）で2病院以上あること。また、公立の病院においても同様の実績を有すること。

(7) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
- カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

### 3 受注候補者を選定するための評価基準

- (1) 技術評価
- (2) 価格評価
- (3) 提案評価

### 4 手続等

#### (1) 担当部署

北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号  
北九州市立医療センター事務局経営企画課  
電話 093-541-1831

#### (2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

- ア 交付場所 前号に同じ。
- イ 交付期間 この公告の日から令和5年1月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）並びに令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで
- ウ 交付方法 前号の場所において無償で交付する。電子メールによる交

付を希望する場合は、前号イの期間に前号アの担当部署に電話による連絡をすること。

(3) 事前説明会

- ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号  
北九州市立医療センター 別館6階601会議室
- イ 日時 令和5年1月16日午後2時

(4) 参加表明書の提出場所、提出期限及び提出方法

- ア 提出場所 第1号に同じ。
- イ 提出期限 令和5年1月30日午後4時30分まで（日曜日等及び令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く。）
- ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵送に限る。提出期限内に必着のこと。）

(5) 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

- ア 提出場所 第1号に同じ。
- イ 提出期限 令和5年2月10日午後4時30分まで（日曜日等及び令和4年12月29日から令和5年1月3日までを除く。）
- ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵送に限る。提出期限内に必着のこと。）

(6) 企画提案審査会

- ア 場所 北九州市立医療センターが指定する北九州市内の場所（詳細は、参加者に対し別途通知する。）
- イ 日時 令和5年2月21日15時から

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約の交渉等

第3項の評価基準により選定した受注候補者と、第1項の業務の契約の締結の交渉を行う。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(5) 詳細は、説明書による。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和4年	5246	6	上から19行目	11月29日	月 日

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和4年	5256	1	目次の1行目	告示	公告